

伊達市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、市の新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的に、市の資産等を広告媒体として、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 この訓令において、広告媒体とは市の資産等で広告掲載が可能なもののうち次に掲げるものをいう。

- (1) 市の広報印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) その他広告媒体として活用できる資産で市長が認めたもの

(広告掲載の基本的な考え方)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、信用性及び信頼性がある内容でなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性があるもの
- (5) 宗教性があるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) その他市の資産等の性質等を考慮し、広告を掲載することが適当でないと認められるもの

3 広告掲載に係る業種及び事業者、前項に規定する広告掲載の対象としない内容その他広告掲載に係る基準は、別に定める。

(広告主の範囲)

第4条 広告媒体に広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、原則、市内に本店、支店及び営業所があるものとする。

(広告の募集方法等)

第5条 広告の募集方法及び広告掲載料は、広告媒体ごとに広告媒体を所管する部の部長（以下「所

管部長」という。)が別に定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び掲載位置は、広告媒体ごとに広告媒体を所管部長が別に定める。

(広告掲載の付記事項等)

第7条 広告掲載に当たっては、当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、原則として、民間事業者等の広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関することその他必要な事項を広告媒体に注記するものとする。

(広告掲載の取消し)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (4) 市の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

(審査会)

第9条 市は、広告掲載の可否を審査するため、広告掲載審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の委員長には総務部長を、委員には企画財政課長、総務課長、市民課長及び商工観光課長をもって充てる。

3 委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長又は参事を、委員とすることができる。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、総務課長がその職務を代理する。

(会議)

第10条 審査会の会議は、広告媒体の所管部長から広告掲載の可否に係る審査の依頼があったときその他委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日訓令第14号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年 3月30日訓令第10号）

この訓令は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則（平成24年 3月12日訓令第 7号）

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則（平成30年 3月30日訓令第 6号）

この訓令は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 2年 3月31日訓令第13号）

この訓令は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 3年 3月30日訓令第 2号）

この訓令は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 3年 3月30日訓令第 2号）

この訓令は、令和 3年 4月 1日から施行する。